

明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事

## 募集要項

2026年（令和8年）7月

明 石 市

## 目次

1	工事の概要	1
	(1) 工事名	1
	(2) 発注者	1
	(3) 履行期間	1
	(4) 選定方式	1
	(5) 対価の支払い	1
	(6) 提案上限価格	1
2	担当部局	1
3	参加資格要件	1
	(1) 応募者の要件	1
	(2) 応募者の制限	2
	(3) 参加資格の確認	2
4	選定の概要	2
	(1) 選定委員会の設置	2
	(2) 最優秀提案の選定方法	2
5	選定スケジュール	3
	(1) 募集及び選定の日程	3
	(2) 契約締結等の日程	3
6	現地確認	4
7	質問及び回答	4
	(1) 質問方法	4
	(2) 質問に対する回答	5
8	提出書類及び提案書の受付	5
	(1) 提出方法等	5
	(2) プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所	6
	(3) 応募辞退に関する提出書類	6
9	評価の実施及び結果の通知	6
	(1) 審査方法	6
	(2) 結果の通知	7
10	留意事項	7
	(1) 無効とする参加申込	7
	(2) 参加申込等、その他の留意事項	7
	(3) プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言等	8
11	提案内容の担保	8
	(1) 工事請負契約の締結	8
	(2) 契約保証金	8
	(3) 優先交渉権の取消し	8
	(4) 保険	9
	(5) 受託者の権利義務に関する事項	9
	(6) 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）	9
	(7) 契約条項等を示す場所	9
12	プロポーザル方式の中止等	9

## 1 工事の概要

### (1) 工事名

明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事

### (2) 発注者

明石市長 丸谷 聡子

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から 2029 年(令和 11 年)1 月 31 日まで (約 25 ヶ月間)

※工期短縮の提案可

### (4) 選定方式

公募型プロポーザル方式

### (5) 対価の支払い

- ア 前金払 有(令和 9 年度～令和 10 年度：各会計年度における出来高予定額の 40%以内)
- イ 中間前払 有(令和 9 年度～令和 10 年度：各会計年度における出来高予定額の 20%以内)
- ウ 部分払 有(令和 8 年度：無し、令和 9 年度～令和 10 年度：3 回以内)
- エ 残高竣工払

### (6) 提案上限価格

¥ 590,900,000 円－ (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

## 2 担当部局

明石市教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当

所在地 〒674-0053 兵庫県明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

電話 078-918-5057

Email shizenie@city.akashi.lg.jp

## 3 参加資格要件

### (1) 応募者の要件

応募者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 明石市入札参加資格者名簿（建設工事）に工種が建築一式工事で登録されていること。
- イ 以下に掲げる①から③までのいずれかに該当すること。
  - ① 明石市内の本店で登録をしている者（市内業者）であり、かつ、工事品質評価型入札制度における建築一式工事の品質評価合計点（総合評定値+品質評価点）が参加申請の受付終了日において 780 点以上であること。
  - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）であり、かつ、建築一式工事における経

営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が参加申請の受付終了日において780点以上であること。

- ③ 兵庫県内の本店で登録をしている者（県内本店業者）であり、かつ、建築一式工事における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が参加申請の受付終了日において780点以上であること。

- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事における特定建設業の許可を受けていること。ただし、解体工事の施工については、建設業法等関係法令を遵守すること。
- エ 平成28年4月1日から令和8年6月30日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る解体工事の元請けとして竣工実績を有すること。
- オ 建築一式工事における適正な専任の監理技術者を配置できること。

## （2）応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- イ 公告日において明石市の指名停止期間中である者。なお、公告日から契約締結までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- エ 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していない者。
- オ 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していない者。

## （3）参加資格の確認

参加資格の確認は、「公募型プロポーザル方式工事参加申請書」の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に応募者が3（1）～（2）の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

## 4 選定の概要

### （1）選定委員会の設置

本市は、本工事における最優秀提案の選定において、透明性、公正性及び競争性を確保することを目的に、選定委員会を設置している。

なお、優先交渉権者決定までに委員と本工事に関して接触を持ち、又は持とうとした応募者は失格とする場合がある。

### （2）最優秀提案の選定方法

本工事の優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、最優秀提案の選定は、選定委員会が採点表（審査基準）を基に審査を経て選定する。

## 5 選定スケジュール

本市は、本工事への参加を希望する者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して優先交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者の選定は、本工事に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

募集及び選定のスケジュール（予定）は下記のとおり。

### （1）募集及び選定の日程

区分	内 容	日 程
ア	募集公告（募集要項等の公表）	令和8年7月10日（金）
イ	現地見学会（希望者のみ）	令和8年7月15日（水）～ 令和8年7月17日（金）
ウ	募集要項等に関する質問の受付	令和8年7月10日（金）～ 令和8年7月22日（水）
エ	募集要項等に関する質問への回答の公表	令和8年7月30日（木）
オ	参加申請書、参加資格審査申請書類及び提案書の受付	令和8年7月30日（木）～ 令和8年8月7日（金）
カ	プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月19日（水）又は 令和8年8月21日（金）
キ	優先交渉権者決定、通知、公表	令和8年8月28日（金）

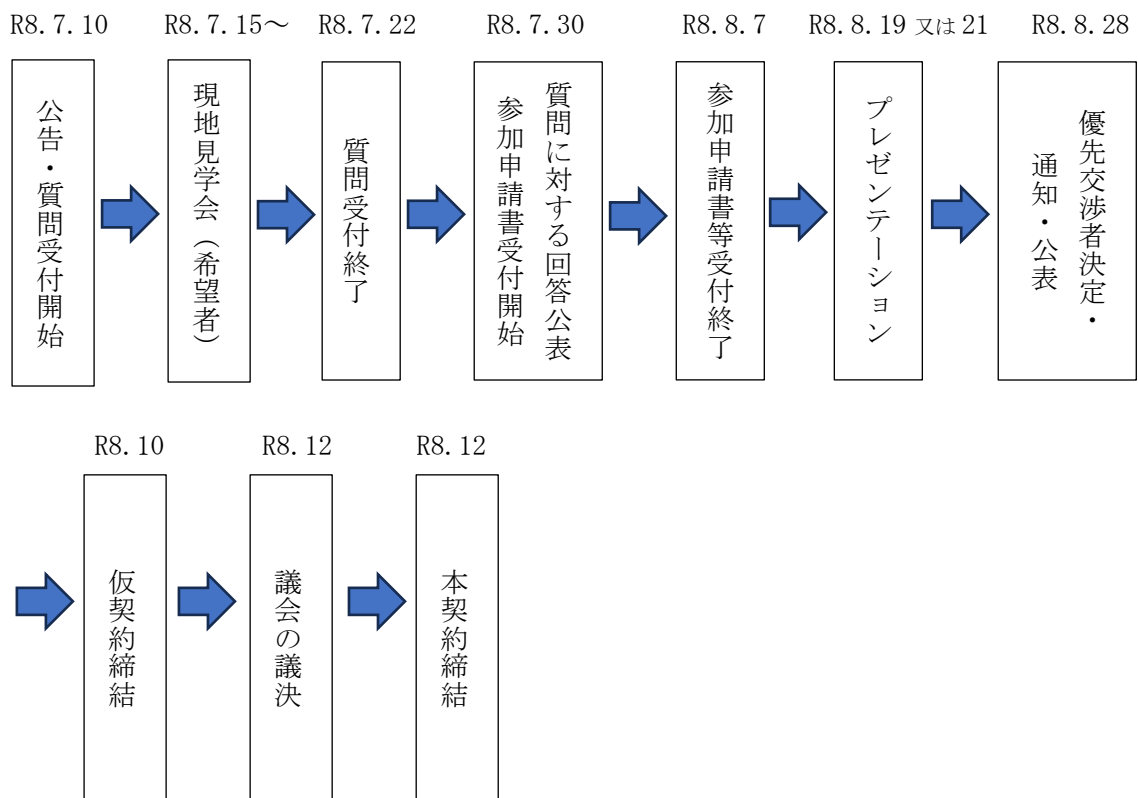
### （2）契約締結等の日程

区分	内 容	日 程
ア	仮契約締結	令和8年10月中旬
イ	本契約締結	令和8年12月下旬

※提案仕様書の添付資料は、請求者が持参した DVD に市が保存して手渡しします。要求する場合は、様式 1 「添付資料請求書兼誓約書」に必要事項を記入の上、電子メールに同様式を添付し、「2 担当部局」記載のメールアドレスに送信すること。また、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

なお、添付資料の請求を認めるのは、以下の条件を満たす者に限る。

- ①工事への参加を検討しているもの
- ②参加資格要件に示す応募者（代表者）に相当するもの



## 6 現地確認

現地見学会を次のとおり開催する。

○日時：令和8年7月15日（水）～令和8年7月17日（金）

・午前10時～午後5時

※1者あたりの見学時間は約1時間

○場所：明石市立少年自然の家

○申込方法：以下のURLにアクセスするか、2次元コードを読み込み、入力フォームに必要な事項を入力の上申し込むこと。なお、申込は、以下の条件を満たす者に限る。

①工事への参加を検討している者

②参加資格要件に示す応募者（代表者）に相当する者

URL：<https://logofrm.jp/form/eHmi/1433974>

○申込締切：各日程、前日の午後4時まで



## 7 質問及び回答

### (1) 質問方法

参加要件がある者で、募集要項、仕様書等の内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出先：2に定める担当部局

○提出期限：令和8年7月10日（水）～令和8年7月22日（水）午後5時必着

○提出方法：様式2「質問書」に必要な事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、提出すること。

なお、メールタイトルは「質問書（業者名）」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

## （２）質問に対する回答

令和 8 年 7 月 30 日（木）を目途に明石市のホームページで公表する。なお、質問者名は公表しない。

## 8 提出書類及び提案書の受付

### （１）提出方法等

提出書類及び提案書は、指定様式を使用し、以下の方法により提出すること。

○提出先：2に定める担当部局

○提出日時：令和 8 年 7 月 30 日（木）～令和 8 年 8 月 7 日（金）

午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

○提出方法：次のとおりとする。

ア 持参又は郵送による。

イ 持参の場合は、あらかじめ電話で連絡の上、本市が指定した時間に担当部局まで持参すること。提出後、受領したことを証する書類として、公募型プロポーザル方式工事参加申請書（様式 5-1）の写しに受付印を押印し、交付する。

ウ 郵送の場合は、必ず書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて担当部局へ郵送すること。郵送手続を行った当日中に書留・特定記録郵便物等受領証（写）を公募型プロポーザル方式工事参加確認書（様式 3）に貼付し、メールにより担当部局へ送信すること。

エ 郵送の場合に使用する封筒は、宛名シール（様式 4）を貼付した角 2 封筒等の A 4 サイズが折らずに入るものを使用し、可能な限り 1 つの封筒に提出書類を入れること。

オ 令和 8 年 7 月 30 日（木）明石市ホームページに掲載する質問及び回答を必ず確認の上、提出すること。

カ 提出期限は、令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時（必着）。

○提出書類：参加を希望する者は、本募集要項、提案仕様書、応募案内、提出書類作成要領、提出書類一覧表を確認の上、以下の書類を提出し、該当なしの書類は提出しないこと。

- ① 公募型プロポーザル方式工事参加申請書（様式 5-1） 1 部
- ② 担当者（監理技術者）の雇用関係を証する書類等（写） 1 部
- ③ 公募型プロポーザル方式工事参加資格確認表（様式 5-2） 1 部
- ④ 業務実績調書（様式 6） 1 部
- ⑤ 業務実績を証する契約書等（写） 1 部
- ⑥ 配置予定技術者調書（様式 7-1）（様式 7-2）各 1 部
- ⑦ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証する書類等（写） 1 部
- ⑧ 公告日以降の日付の国税の滞納がないことを証する納税証明書（写し（PDF 形式を含む）も可）
- ⑨ 業務参考見積書（様式 8） 1 部

- ⑩ 業務参考内訳書（表紙）（様式 9） 1 部
- ⑪ 業務参考内訳書 1 部  
年度別の内訳書を作成し、確実に履行できる年度別出来高金額を記載すること。
- ⑫ 提案書
  - ア 提案書表紙（様式 10） 1 部
  - イ 提案書（様式 11-1～11-3） 各 1 部  
提案書については、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- ⑬ 会社概要書（様式 12） 1 部
- ⑭ 実施体制調書（様式 13） 1 部
- ⑮ 公共性（施策反映）評価提出書（表紙）（様式 14） 1 部
- ⑯ 障害者雇用状況報告書 又は 障害者の雇用状況申立書兼誓約書（様式 15） 1 部
- ⑰ 子育て支援取組調書（様式 16） 1 部
- ⑱ インクルーシブ推進取組調書（様式 17） 1 部
- ⑲ 若年雇用者育成取組調書（様式 18） 1 部
- ⑳ 更生支援取組調書（様式 19） 1 部
- ㉑ 保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書類（写） 1 部
- ㉒ 厚生労働省から交付された安全衛生優良企業の認定を受けていることを証する書類（写） 1 部
- ㉓ ①～㉒一式のデータを格納した記録した DVD 等の電磁記録媒体 1 部

## （2）プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

本工事については、民間業者のノウハウ・施工技術を活用し、安全かつ効率的に施工することで、公共サービスの向上を図ることを目的としており、各応募者には施工方法、スケジュール、解体後の跡地形状とその利用形態、残置施設の機能維持に関する設備工事、安全対策等に対する提案を求めており、各応募者からの提出書類の審査にあたっては、各応募者に対するヒアリング（プレゼンテーションを含む。）を実施する。詳細は、事前に応募者に別途通知する。なお、指定した日時に参加できない場合は、参加申込を無効とする。

○日程：令和 8 年 8 月 19 日（水）もしくは 8 月 21 日（金）

○場所：明石市役所内会議室（予定）

## （3）応募辞退に関する提出書類

参加資格審査提出書類を提出した者が参加を辞退する場合は、次のとおり、様式 20「辞退届」を提出すること。

○提出先：2 に定める担当部局

○提出方法：郵送（配達証明付）又は持参による。

## 9 評価の実施及び結果の通知

### （1）審査方法

選定委員会において、採点表（審査基準）に基づき、提案内容の実現可能性、プレゼンテーション・ヒアリングなどを踏まえ、提案審査を行った上で、最終的に提案書の内容及び提案価格等

を総合的に評価し、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定するものとする。選定委員会は非公開とし、審査及び選定の具体的な内容については、採点表（審査基準）を参照すること。なお、優先交渉権者を選定するまでの間に、応募者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は選定しないものとする。

## （２）結果の通知

本市が優先交渉権者を決定した場合は、全ての応募者（代表者）に対して当該応募者の合否について通知するとともに、優先交渉権者及び次点者名を明石市ホームページに公表するものとする。

## 10 留意事項

### （１）無効とする参加申込

- ① プロポーザル方式に参加する者として必要な資格のない者の行った参加申込
- ② 明石市契約規則に定めるもののほか、参加申請書等及び提案書等に虚偽の事項を記載したものの
- ③ プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込
- ④ 提出書類を郵送で提出する場合、封筒等に宛名シール（様式４）を貼付していないもの
- ⑤ 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- ⑥ 申込に必要な提出書類がないもの
- ⑦ 公募型プロポーザル方式工事参加申請書に参加申請者の記名のないもの
- ⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの
- ⑨ 業務参考見積書の金額と業務参考内訳書の内容が合致しないもの（業務参考内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない）
- ⑩ 業務参考見積書の金額を訂正したもの
- ⑪ 提案上限価格を超える金額で業務参考見積書を提出したもの
- ⑫ 応募者が談合した応募
- ⑬ そのほか本件応募に関する条件に違反した応募

### （２）参加申込等、その他の留意事項

- ① 参加申込に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- ② 提出された参加申込に係るすべての書類は、返却しない。
- ③ 提案書等の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本業務のプロポーザル方式に関する記録及び議会、市民等への説明（本市ホームページ上での公表含む。）のために本市が提案書等を使用する場合は、著作権者の同意を得ずに無償で使用できるものとし、参加者は提案に当たり、その無償使用について了承するものとする。
- ④ 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に規定する不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置を行う。
- ⑤ プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込むこと。

- ⑥ 提出書類等に不備がある場合は無効とする。このプロポーザル方式に参加を希望する者は事前に必ず応募案内等を確認した上で申し込むこと。
- ⑦ 適正な技術者等の配置が条件となっているにもかかわらず、適正な技術者等の配置ができなかった場合は、明石市入札参加者等指名停止基準により措置を行う。
- ⑧ 提出受付以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は原則認めないこととする。ただし、市が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合は、この限りではない。
- ⑨ 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認めないこととする。
- ⑩ 審査における採点内訳、審査結果等についての公開、異議申し立て等は、一切受け付けないものとし、そのことを了承した上で参加すること。

### (3) プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言等

応募者のプレゼンテーション及び選定委員会のヒアリングに対する参加者の回答内容等は、工事提案と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

## 11 提案内容の担保

### (1) 工事請負契約の締結

本市は、明石市議会の議決を経るまでに優先交渉権者と協議を行い、仮契約を締結することを予定している。

明石市契約規則（平成5年3月30日規則第10号）第27条の規定により、同議会の議決（令和8年12月を予定）の後、通知を受けてから7日以内に本契約が成立したことを確認しなければならない。

なお、本公募型プロポーザルについては、令和8年12月議会での契約議案の議決を前提に行う準備行為であり、同議会での議決後に当該受注者と契約を行う。従って、議会において本件契約議案が否決された場合は、契約を締結しないものとする。この場合、本公募型プロポーザルに要したすべての費用について全て応募者の負担とする。

### (2) 契約保証金

工事請負契約の締結にあたっては、工事の履行を確保するために、契約金額の10分の1に相当する金額以上の契約保証金を工事請負契約締結日までに納付することとする。

なお、明石市契約規則第25条に定める契約保証金の納付の免除条件を満たした場合（市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等）は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### (3) 優先交渉権の取消し

#### ア 優先交渉権の取消し

本市は、選定された応募者が、工事請負契約締結までに、応募資格を喪失したときは、優先交渉権を取り消すことがある。

#### イ 優先交渉権を取り消した場合の措置

優先交渉権者が工事請負契約を締結しない場合及び前項アにより優先交渉権決定を取り消した場合は、総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による工事請負契約の手続を行うことがある。

#### (4) 保険

受託者は下記基準を満たす保険に加入するものとする。

なお、下記の保険と類似の機能を有する共済等を含むものとする。また、下記以外の保険については、受託者が必要と判断するものに加入すること。

保険の種類	保険契約者	被保険者
火災保険	受託者	受託者及び市
組立保険		
第三者損害賠償保険		
建設工事保険		
労働災害保険		受託者

#### (5) 受託者の権利義務に関する事項

本市の承諾がある場合を除き、受託者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。受託者が、本工事に関して本市に対して有する債権は、本市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

#### (6) 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、執行予定総額が 200 万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出すること。契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しない。この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者が負担するものとする。また、明石市入札参加者等指名停止基準別表 2 第 8 項第 8 号の規定により、指名停止措置（3 か月）を行う。

#### (7) 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市 ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができる。

### 12 プロポーザル方式の中止等

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止し、中止し、又は取り消しとすることがある。

なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできないものとする。